第二十六

内府

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

上諭

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ繼キ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ恵撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ思ヒ其ノ康福安寧ヲ保護シ其ノ徳性智能ヲ自由ニ發達セシメンコトヲ顧ヒ又宇内変遷ノ世運ニ當リ往古来今ノ大局ヲ察シ我カ臣民トシテ公議ノ府ヲ設ケ臣民ニ諮詢スル俱ニ文明ニ進行スルノ必要ヲ認メ而

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

ノ便宜ヲ廣メンコトヲ欲シ乃明治十
四年十月十四日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ
國ノ大典ヲ宣布シ首メニ統治大権ノ
大義ヲ明カニシ次ニ臣民ノ権義ヲ掲
ケ及帝國議會ノ組織権限ヲ定メ又行
政司法諸部ノ制置ヲ條擧シ各〻遵ヒ
カラサルノ範圍ヲ劃シ以テ朕カ俯就
率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及
臣民ノ子孫タル者ヲシテ恣ラニ遺レ
ス永遠ニ循守スル所ヲ知ラレム

國ノ大権ハ朕之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ
子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ
将来此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ施行
シ及施行セシメントス

朕ハ我カ臣民ノ身體財産ノ安全ニ向
テ國家ノ安寧及公益ノ為ニ又ハ戰機
時変ノ為ニ必要ナル制限ヲ除クノ外
ハ之ヲ貴重シ之ヲ保護シ又一般ニ臣
民ノ公権及私権ノ享有ヲ完全ナラシ
メ其ノ幸福ヲ増進セシメンコトヲ期

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

望ス

帝國議會ハ二十三年ノ冬期ヲ以テ之ヲ召集シ二十四年度ノ豫算ヲ議スルニ適當ノ時間ヲ誤ラサラシムヘシ開會以後ニ制定スヘキ諸般ノ法律及新ニ租稅ヲ徵シ國債ヲ起スニハ朕自ラ發議ノ權ニ據リ議案ヲ草セシメ之ヲ議會ノ議ニ付スヘシ將來若シ此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改正スルノ必要ナル事宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ヨリ發議ノ權ヲ執リ起案ヲ以テ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ容易ニ紛更ヲ試ルコトヲ得サルヘシ

朕ハ國家ノ隆盛ト臣民ノ幸福トヲ以テ朕カ中心ノ欣榮トナシ上ハ祖宗ニ對シ謹テ盟誓ヲ宣ヘ下ハ朕カ現在及將來ノ忠實ナル臣民ノ為ニ不磨ノ寶

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

典ヲ宣布ス自今朕カ在廷ノ大臣ハ朕
カ為ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任
スヘク朕カ現在及将来ノ臣民ハ此ノ
憲法ニ對シ朕カ継統ノ子孫ニ對スル
ト同ク永遠ニ従順ノ義務ヲ負フヘシ」
惟フニ我カ祖我カ宗及我カ臣民ノ祖
先ハ相與ニ心ヲ叶ヘ力ヲ合セテ我カ
帝國ヲ肇造シ以テ今日ニ至リ國ノ光
栄ハ恒久ニ失墜アルコトナシ此レ乃
獨我カ國體ノ美ナルニ由ルノミニア
ラス又我カ臣民ノ賊性醇厚ニシテ國
ヲ愛スルニ專ニ私ヲ棄テ公ニ殉ヒ合
同一致ノ力以テ此ノ光輝アル史業ノ
事跡ヲ字内ニ貽シタルナリ朕ハ朕カ
臣民ハ即チ祖宗ノ忠實勇武ナル臣民
ノ子孫ナルヲ回想シ朕カ意ヲ奉體シ
朕カ事ヲ嬰順シ相與ニ心ヲ一ニシ和
衷叶同ノ方嚮ヲ取リ文明安富ノ軌道
ニ就キ相議シ相謀テ益、我カ帝國ノ昌
栄ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ無窮

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

ノ久シキニ鞏固隆盛ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ大事ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ信スルナリ

大日本帝國憲法

目錄

第一章　天皇
第二章　臣民權利義務
第三章　帝國議會
第四章　國務大臣及樞密顧問
第五章　司法
第六章　會計
第七章　補則

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

一章

第一章　天皇

恭テ按スルニ天皇ノ神位ハ之ヲ祖宗ニ承ケ之ヲ子孫ニ傳フ國家主權ノ存スル所万世ニ亘リ行隆サキ者ナリ而シテ憲法ニ殊ニ大權ヲ掲ケテ之ヲ條章ニ明記スルハ憲法ニ依テ新設ノ義ヲ表スルニ非スシテ固有ノ國体ハ憲法ニ由テ変動スル所アラス寧ロ憲法ニ由テ益〻鞏固ナルコトヲ示スニ十リ蓋上古政治ノ機関

二

未タ全ク備ハラス臣民未タ其ノ智
徳ヲ發達シテ其ノ權義ヲ伸暢スル
ノ域ニ上ラス維新以来立憲ノ皇猷
ヲ宣ヘ既ニ大權ヲ一人ニ統ヘ上元
首ノ位ヲ正シ又大臣ノ輔弼ト議會
ノ翼賛トニ依リ下股肱ノ力ヲ展ヘ
機関其ノ所ヲ得テ而シテ臣民ノ幸
福行〻其ノ歩ヲ進ムルコトヲ期セン
トス此レ皆祖宗ノ遺業ニ依リ其ノ
源ヲ疏シテ其ノ流ヲ通スル者ナリ

第一條

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治
ス

恭テ按スルニ神祖開國以来年ヲ歴
ルコト二千有五百五十而シテ其ノ
間時ニ盛衰アリト虽世ニ治乱アリ
ト雖皇統一系宝祚ノ隆ハ天地ト共
ニ窮ナシ故ニ歴代ノ天子即位ノ初
ニ皆臣民ニ詔リタマヒテ世々天命
ヲ受ケ大統ヲ継キ八洲臣民ニ君臨

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

スルノ義ヲ明カニスルヲ以テ常典
トシタマヘリ（續日本紀貞觀）此ノ條首
メニ立國ノ大義ヲ掲ケ以テ日本臣
民及臣民ノ子孫タル者ニ示シ我カ
日本帝國ハ万世一系ノ皇統ト相依
テ終始シ古今永遠ニ亘リ一アリテ
二ナク常アリテ變ナキコトヲ知ラ
シム此レ乃祖宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ
以テ君民ノ関係ヲ萬世ニ貽カニス
ル者ナリ

古典ニ天祖ノ勅（ミコトノリ）ヲ奉ケテ瑞穂國ハ
是レ吾カ子孫可レ王之地再皇孫就而治（シラセ）
焉トアリ日本武尊（ヤマトタケル）ノ言ニ吾者（アハ）纏向（マキムク）
ノ日代宮（シロノ）ニ坐（マシ）テ大八島國知（シ）ロシメ
ス大帯日子（オホタラシヒコ）游斯呂和氣（ワケ）天皇ノ御子
トノタマヘリ文武天皇即位ノ詔ニ
弥継（イヤツギ）々ニ大八島國知ラサム次（ツギテ）トノ
リタマヒ又天下ヲ調ヘ平ケ公民ヲ
恵ミ撫テタマハムトノリタマヘリ
世々ノ天皇皆此ノ義ヲ以テ傳國ノ

四

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

大訓トシタマハサルハナク其ノ後
御(シロシメス)大八洲天皇ト謂フヲ以テ詔書ノ
例式トハナサレタリ蓋祖宗其ノ天
職ヲ重シ臣民ヲ愛撫スルヲ以テ心
トナシ君治ノ德ハ國土臣民ヲ統知
スルニ在テ一人一家ニ享奉スルノ
私事ニ非サルコトヲ示サレタリ此
レ乃本條統治ノ義ノ由テ來ル所ニ
シテ憲法ノ據テ以テ其ノ根本ヲ取
ル所ナリ

第二條

皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇
子孫之ヲ継承ス

恭テ按スルニ皇位ノ継承ハ祖宗以
來既ニ明訓アリ以テ皇子孫ニ傳ヘ
萬世易フルコトナシ和氣清麻呂還
奏ノ言ニ我國家開闢以來君臣定矣
天之日嗣必立皇緒ト云ヘルハ史臣
ノ傳ヘテ以テ不磨ノ典憲トスル所
ニシテ本條ノ淵源ヲ取ルモ亦此ニ

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

外ナラス若夫レ継承ノ順序ニ至テハ新ニ勅定スル所ノ皇室典範ニ於テ之ヲ詳明ニシ以テ帝室ノ家法トシ更ニ憲法ヲ以テ臣民ニ公布スルコトヲ用ヰス彼ノ歐洲ノ或國ニ於テ皇位ノ継承法仍國會ノ干渉ヲ待ツ者ト固ヨリ同カラサルナリ（英國ノ議院ハ無上主権ノ存スル所タリ皇冕継承ノ権利ハ君主及議院ノ故ニ同セル三族ノ叶議ヲ以テ之ヲ制限シ又ハ変更スルコトヲ得）

第三條

天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

恭テ按スルニ天皇ハ至尊至嚴神聖不侵ニシテ臣民群類ノ表ニ在リ故ニ法律ノ責問スルコトヲ得ル所ニ非ス而シテ大臣ハ至尊ニ代テ其ノ責ニ任ス是ヲ憲法ノ大義トス蓋王者ハ固ヨリ法律ヲ敬重セサルヘカラス而シテ法律ハ又王者ヲ干犯スルノカヲ有セス

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

（附記）白耳義ニ於テ憲法ヲ議スル
ノ際一議員ハ其ノ原案ヲ修正シテ
君主ノ身体ハ侵スヘカラスト云シ
タリ其ノ説ニ曰君主ノ暗愚又ハ不
徳ノ為ニ其ノ失権ヲ宣告スルコト
能ハサルニ注意セサルヘカラスト
欧洲各國ノ憲法ハ此ノ議員ノ論旨
ヲ以テ成文トナシタリシモ我カ憲
法ハ此ノ不祥ノ意義ヲ以テ本條ヲ
組成スルヲ欲セス而シテ天皇神聖
ノ徳ハ獨其ノ身体ヲ于瀆スヘカラ
サルノミナラス併セテ指斥言議ノ
外ニ在ル者トスルノ義ヲ取リタリ

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

第四條　天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ施行ス

恭テ按スルニ國ノ統治權ハ天皇之ヲ祖宗ニ承ケ之ヲ子孫ニ傳ヘ立法行政及司法ノ大權凡ソ以テ國家ニ臨御シ臣民ヲ管理スルノ者一ニ皆之ヲ天皇ノ一手ニ總攬シ其ノ綱領ヲ攬ラサルコトナキハ譬ヘハ人ノ一身四支百骸アリテ而シテ精神ノ

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

経路ハ総テ皆其ノ本源ヲ首脳ニ取ルカ如キナリ蓋大政ノ統一ナラサルヘカラサルハ宛モ人心ノ貳ニナルヘカラサルカ如シ

但シ世変ノ進運ヲ観民智ノ発達ヲ察シ憲法ヲ親裁シテ子孫ノ大典トシ其ノ条款ニ遵由シ恣ラニ遺レサルノ意ヲ昭明ニシタマフハ即チ自ラ天職ヲ重シテ世運ノ大成スル者ナリ

蓋統治権ヲ総攬スルハ主権ノ体ナリ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ施行スルハ主権ノ用ナリ体有リテ用無ケレハ之ヲ専制ニ失フ用有リテ体無ケレハ之ヲ散慢ニ失フ

欧洲政理ヲ論スル者ノ説ニ曰国家ハ有一機体ト其ノ成立ヲ同クスル者ナリ故ニ統治ノ大権ハ国家ノ覚性ニシテ之ヲ元首ニ総ヘサレハ其ノ

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

生活ヲ有ツコト能ハサルナリ統治ノ大権大別シテ二トナル曰立法権曰行政権而シテ司法ノ権ハ実ニ行政権ノ支派タルニ過キス三権各〻其ノ機関ノ輔翼ヲ依リ之ヲ施行ス一ニ皆元首ニ淵源シテ而シテ元首ノ心思及作用ハ各部機関ノ輔翼ニ依ルニ非サレハ以テ國権ヲ表明スルコトヲ得ス何トナレハ國家ハ一ノ公體ニシテ私體ニ非サレハナリ憲法ハ國家ノ各部機関ニ向テ適当ナル定分ヲ予ヘ其ノ経絡ヲ有タシムル者ニシテ君主ハ憲法ノ範圍ノ内ニ在テ其ノ大権ヲ施行スル者ナリ故ニ彼ノ羅馬ニ行ハレタル無限権勢ノ説ハ固ヨリ立憲ノ主義ニ非ス而シテ西暦第十八世紀ノ末ニ行ハレタル三権分立シテ君主ハ特ニ行政権ヲ執ルノ説ト及佛國人ノチエル氏英國ノ政體ヲ称賛シテ英王ハ臨御

十

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

シテ而シテ統治セスト云ヘルカ如キハ又國家ノ正當ナル解義ヲ謬ル者ナリ」是ノ説ハ我カ國憲ノ主義ト相費明スルニ足ル者アルヲ以テ茲ニ之ヲ附記シテ以テ參考ニ充ツ

第五條

天皇ハ帝國議會ノ承認ヲ經テ立法權ヲ施行ス

恭テ按スルニ法ハ至高ノ典章ナリ天皇ハ國ノ大權ヲ總攬ス故ニ法ハ必天皇ニ出ツ天皇ハ内閣ヲシテ法案ヲ起草セシメ議會ニ下シテ之ヲ公議セシメ議會ノ承認ヲ經ルノ後之ヲ裁可シ之ヲ公布シ臣民ヲシテ遵行ノ義務アラシム故ニ議会ノ設

十一

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

八臣民ノ公議ヲ代表シテ以テ天皇
立法ノ事ヲ参賛セシメントスルヤ
リ之ヲ欧洲ニ参考
来各國ノ憲法ニ立法
ノ説一ヲ時望ト投合レテヨリ以
トシテ議會ノ權ニ歸
洲ノ政論ハ種々分派
総テ皆法律ヲ以テ
君民共同ノ事トスル
スル者ニシテ要ス
上下ノ約束ト
ルノ重點ニ傾向
ニ主權統一
ノ

大義ヲ誤ル者ナリ我カ國建國ノ體
ニ在テ國權ノ出ル
ラサルハ譬ヘハ至一ノ意思ハ以テ
能ク百骸ヲ指使ス
テ議会ノ設ハ以テ元首ヲ助ケテ其
ノ耳目ノ機能ヲナ
シテ精鍊強健ナラ
見シトスルニ外ナ
權ハ固ヨリ天皇ノ
議会ハ乃参賛輔翼ノ任ニ居ル本

第六條　天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

恭テ按スルニ天皇ハ法律ヲ裁可シ之ヲ議會ニ宣諭セラレ而シテ裁可ノ後更ニ式ニ依リ公布セシメ始メテ施行ノ効力アリ此レ皆至尊ノ大權既ニ至尊ノ大權ナリ裁可及公布ノ裁可セサルノ權ニ屬スルトキハ其ノ裁可セサルノ權及公布執行ノ緩急ヲ定ムルノ權

ノ間儼然トシテ紊ルヘカラサル者ナリ

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

ハ從テ至尊ニ屬スルコト謂ハスシ
テ知ルヘキナリ
古言ニ法ヲ訓シテ宣(ノリ)トス播磨風土
記云大法山(オホノリ)(今名勝部岡)品太天皇(應神天皇)於
此山宣大法(ノリタマフオホノリヲ)故曰大法山ト夫レ言語ハ
史学ニ於テ古傳遺俗ヲ徴明スルノ
一大資料タリ而シテ法律ハ即チ王
言ナルコトハ古人既ニ一定ノ釋義
アリテ謬ラサリシナリ
之ヲ歐洲ニ參考スルニ君主法律ノ

成議ヲ拒(ベツト)ムノ権ヲ論スル者其ノ説
一ニ非ス英國ニ於テハ此レヲ以テ
君主ノ立法権ニ屬シ三體(君主及上院下院)ヲ
云フ平衡ノ兆證トシ佛國ノ学者ハ此
レヲ以テ行政ノ立法ニ對スル制御
ノ権トス(コンスタンバンジヤ)(マン氏著書ニ見ユ)而シ
テ此ノ拒否ノ権ヲ行フニ亦二種ノ
同カラサルアリ其ノ一ハ全廢(アブソリユート)ノ権
トシ凡ソ法律ヲ發布スルニ君主ノ
裁可ナキトキハ法律ノ効力ヲ成サ

十四

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

サルヲ云其ノ二ハ中止ノ権（シュスペンション）トシ君
主又ハ大統領一次又ハ両次裁可ヲ
拒ムノ後議會仍
トキハ裁可ヤシ
ヲ成スヲ云以ノ
議會ニ與フルニ
テスル者ニシテ米國及那威ノ外ニ
之ヲ行フ者アル
第一ノ方法英國ニ行ハル、者ニ至
テモホ徒ニ其ノ
空名ヲ存スルニ過
キス二百年来千六百八十実際ニ以
ノ権ヲ施用スル
否ノ権ハ消極ヲ以テ行政ニ限局シ或
君主ノ大権ヲ以テ主義トシ或ハ
ハ君主ヲシテ立法ノ一部分ヲ占領
セシムル所ノ君民共治ノ論理ニ出
ル者ナリ我カ國ノ憲法ハ法律ハ必
王命ニ由ラシムル積極ノ主義ヲ取
ル者ニシテ彼ノ拒否ノ権ト其ノ趣
相似テ其ノ実ハ霄壌ノ別アル者ト

十五

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

第七條

天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會
會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

恭テ按スルニ議會ノ成立ハ天皇ノ
大命ニ由ル故ニ両院ヲ召集スルハ
專ラ至尊ノ大權タリ召集ニ依テス
シテ議院自ラ集會スル若ハ憲法ノ
認ムル所ニ非スシテ其ノ議スル
所ノ事總テ効力ナキ者トス彼ノ歐
洲變乱ノ際ニ在テ両院主命ヲ待タ

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

スシテ會聚セシニ
セシカ如キハ(英國千六百五十年及千六百八十八年ノ例)我カ憲法ノ取
テサル所ナリ政府仍之ヲ公認
召集ノ後議會ヲ開閉シ両院ノ始終
ヲ制スルハ亦均シク天皇ノ大權ニ
由ル開会ノ初天皇親ラ議會ニ臨ミ
又ハ特命勅使ヲ派シテ上諭ヲ傳ヘ
シムルヲ式トシ而シテ議會ノ議事
ヲ開始スルハ必ス此ノ上諭ノ後ニ於テ議事

テス閉會ノ前閉會ノ後ニ於テ議事
ヲ為ス者ハ都テ無効トス
停會ハ政府ノ命ヲ以テ議會ノ議事
ヲ中絶セシムルノ謂ナリ有期ノ停
會ハ其ノ期ヲ経テ再ヒ會議ヲ継續
スル者トス無期ノ停會ハ更ニ召集
又ハ閉會ノ命アルヲ待テ再ヒ集會
スルコトヲ得而シテ前會ノ議事ヲ
継續セス(有期ノ停會ハ普國ノ例ニ依リ無期ノ停會ハ英國ノ例ニ依ル)

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

衆議院ヲ解散スルハ異常ノ處分ト
ス即チ平穏ノ方法ヲ以テ議院ト政
府トノ不和ヲ消解シ更ニ新選ノ議
院ニ向テ輿論ノ属スル所ヲ問フ所
以ナリ

第八條

天皇ハ國家ノ危難又ハ國民ノ災厄ヲ
避クル為ノ必要ニ由リ帝國議會閉會
ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ
發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會
ニ提出スヘシ若議會ニ於テ之ヲ承認
セサルトキハ將來ニ向テ法律タルノ
効力ヲ失フヘシ

恭テ按スルニ蓋國家一旦内外危難

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

ノ事アリ又ハ國民凶荒災厄ノ変ア
ルニ當テ安全ヲ保チ急迫ヲ救フ為
ニカノ及フ所ヲ極メテ必要ノ處分
ヲ施サントルコトヲ得ス此ノ時ニ當
テ議會偶〻閉會ノ期ニ當ラサルトキ
ハ政府進テ其ノ責ヲ執リ勅令ヲ發
シテ法律ニ代ヘ其ノ必要ニ應シ遺
計無ラシムルハ國家自衛及保護ノ
道ニ於テ固ヨリ已ムヲ得サルニ出
ル者ナリ故ニ前第五條ニ於テ立法
権ノ施行ニ議會ノ協賛ヲ經ト云ヘ
ルハ其ノ常ヲ示スモノナリ本條ニ勅令
ヲ以テ法律ニ代フルコトヲ許スハ
急迫時機ノ為ニ除外例ヲ示スナリ
是ヲ危急命令ノ権ト
ノ権ハ憲法ノ許ス所ノ危急命令
尤濫用ヲ戒ムル所ナリ故ニ憲法
ハ國家ノ危難又ハ國民ノ災厄ヲ避
ルカノ必要ニ限リ此ノ特権ヲ用ヰ
ルコトヲ許シ而シテ利益ヲ増進ス

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

ル為ノ通常ノ理由ニ因リ之ヲ濫用スルコトヲ許サス（ブロンチュリ氏ニ依ル）若政府ニシテ此ノ特權ニ託シ容易ニ議會ノ公議ヲ回避スルノ方便トナシ又以テ容易ニ既定ノ法律ヲ破壞スルニ至テハ憲法ノ條規ハ亦空文ニ歸シ一モ臣民ノ為ニ保障ヲ為スコト能ハサラントス故ニ本條ハ議會ヲ以テ此ノ特權ノ監督タラシメ危急命令ヲ事後ニ検査シテ

之ヲ承認セシムヘキコトヲ定メタリ

本條ハ憲法中ニ於テ疑問尤多キ）條トス今逐一問目ヲ設ケテ以テ之ヲ解釈セントス第一議會ニシテ此ノ勅令ノ承認ヲ拒ムトキハ政府ハ何等ノ處分ヲ取ルヘキヤ政府ハ更ニ勅令ヲ發シテ前日ノ勅令ヲ廢止スルノ義務ヲ負ハサルヘカラス普國ニ於テハ単ニ公告式ヲ用ユ此レ皇室自ラ其ノ大

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

権ヲ制限スル譲ノ至高ニ出ル者
ナリ第二議會ハ何ノ理由ニ因リ其
ノ承認ヲ拒ムコトヲ得ヘキヤ蓋此
ノ勅令ノ憲法ニ矛盾シタルコトヲ
發見シ又ハ其ノ他ノ重大ノ事故ア
由リ承認ヲ拒ムコトヲ得ヘシ但シ
其ノ時機ノ果シテ急切ニシテ此ノ
勅令ヲ發布スルニ適當ナルヤ否ヤ
ヲ斷定スルニ至テハ一ニ政府ノ權
任ニシテ議會ノ得テ問フ所ニ非サ
ルヘキナリ第三急命令ニシテ政
府若次ノ會期ニ於テ議會ノ承認ヲ
付セサルトキハ如何勅令ハ自然ニ
其ノ効力ヲ失フヘキナリ故ニ急
命令ハ其ノ之ヲ發スルニ當テ本條
ニ準據シテ之ヲ發スルコトヲ宣告
スルヲ式トスヘキナリ第四政府若
之ヲ議會ノ承認ニ付セサルカ或ハ
議會其ノ承認ヲ拒ムノ後政府ニ於
テ仍廢止ノ令ヲ發セサルトキハ議

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

會ハ何等ノ處分ヲナスヘキカ議会
ハ質問又ハ上奏又ハ請願ニ依リ政
府ノ答責ヲ求ム
トヲ得ヘシ第五議会若承認ヲ拒ム
トキハ前日ニ浜リ勅令ノ効力ヲ取
消スコトヲ求ムルノ方法ヲ取ルコ
條既ニ正文ヲ以テ政府ノ為ニ発急
命令ヲ發スルヲ許ストキハ此ノ場
認ハ即チ政府依法ノ處分ヲ承認ス
ル者ニシテ彼ノ英國ニ所謂(ビル・オブ・インデムニチー)解責法
ノ違法ノ處分ヲ免宥スル者ト同シ
カラス而シテ其ノ之ヲ承認セサル
ハ単ニ将来ニ法律トシテ継續ノ効
カヲ有スルコトヲ拒ムモノニシテ
之ヲ過去ニマテ及ホスコトヲ得サ
ルナリ第六議会之ヲ承認スルトキ
ハ其ノ効力ハ如何更ニ公布ヲ待タ
スシテ其ノ勅令
カヲ継續スヘキナル解責法ハ行害

(附記) 英國ニ於ケル解責法ハ将来ニ法律ノ効

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

ノ為ニ責ヲ解クノ義ナリ千七百六十六年ニ饑饉ノ虞アリシニ因リ政府ハ枢密院令ヲ以テ舩舶ノ麦ヲ載セテ發航スルコトヲ禁止シタリ又千七百九十七年貨幣ノ恐慌ニ際シ枢密院令ヲ以テ英蘭銀行ニ現貨ノ仕拂ヲ停止シタリ而シテ其ノ後議會ハ両件ノ為ニ解責法ヲ議決シタリコツクス氏ニ十九頁此レ乃英國ハ此ノ類ノ處分ヲ以テ違法トシ特ニ違法ノ責ヲ解クノ方法ヲ取ル者ニシテ本條ノ此ノ非常手段ヲ以テ憲法ノ固ヨリ認ムル所トスル者ト其ノ跡相似テ其ノ実ハ逕庭ノ差アリ

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

第九條　天皇ハ法律ヲ施行スル為ニ又ハ國家ノ安寧ヲ維持シ臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

恭テ按スルニ本條ハ法律ト命令トノ區別ヲ示ス者ナリ蓋法律ハ必議會ノ承認ヲ經而シテ命令ハ專ラ天皇ノ裁定ニ出ツル凡ソ臣民ノ為ニ身

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

體財産ノ権利ヲ規定スルハ必法律ニ依ル而シテ命令ノ由テ發スル所ノ者ニアリ一ニ曰法律ノ施行ヲ命スルカ為ニ必要ナル詳説ヲ規定ス二ニ曰國家ノ安寧ヲ維持シ及臣民ノ幸福ヲ増進ス此レ皆均シク至尊行政ノ大権ニ属シ立法ノ軌轍ニ由ラスシテ一般遵由ノ條規ヲ設クル者ナリ而シテ必要ナル場合ニ於テハ法律ノ定ムル所ノ範圍内ニ在テ

罰則ヲ設ケテ以テ臣民ノ遵由ヲ強フルコトヲ得（十九年公文式）蓋法律ト命令ト臣民遵守ノ義務ニ於テ異同アルコトナキナリ但シ命令ハ用ヰテ以テ身體財産ノ権利ヲ制限スルコトナカルヘク（リヨン子氏ニ依ル）法律ハ以テ命令ヲ変更スルコトヲ得ヘク命令ハ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス（ナグイスト氏ニ依ル）若両々相矛盾スルノ事アルニ至レハ法律ハ常ニ命令ノ上ニ

二十五

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

効力ヲ有スルコトヲ得ルヿ乃憲法
ニ於テ法律ヲ敬重スルノ義ヲ證明
スル者ナリ
命令ハ均シク天皇ノ大権ニ由ル而
シテ其ノ勅裁ニ出テ親署ヲ経ル者
之ヲ勅令トス其ノ他閣令ハ内閣総
理大臣之ヲ發シ省令ハ各省大臣之
ヲ發ス（公文式）而シテ閣令省令ハ皆
天皇大権ノ委任ニ由リ之ヲ施行ス
ル者ナリ本条ニ命令ヲ發シ又ハ發
セシムト謂ヘルハ即チ此ノ両般ノ
命令ヲ兼子テ之ヲ指言スルナリ蓋
政務万端一々至尊ノ親裁ヲ仰カン
トセハ細大輻輳シテ反テ其ノ綱要
ヲ失フニ至ラン故ニ命令ノ大権ヲ
分チテ之ヲ閣臣ニ委任スルハ不得
已ニ出ル者ナリ
之ヲ欧洲ニ参考スルニ命令ノ區域
ヲ論スル者其ノ主義一ナラス佛國
白國ノ憲法ハ命令ノ區域ヲ以テ專

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

ヲ法律ヲ施行スル
國ノ憲法亦之ニ模倣シタリ（四十五
條此レ蓋君主ノ大権ヲ狭局ノ範圍
ノ内ニ制限スルノ謬見ヨリ来ル者
ナリ（イシエルチエ氏ニ依ルグナイスト氏ニ依ル）第二ニ施行
命令ノ外更ニ警察命令ノ称ヲ用ヰ
專ラ安寧ヲ維持スル
的トスル者アリ此
區域ヲ限局スルニ
欠ク者ダルコトヲ
免レス蓋古者歐

陸各國政府ハ警察ト裁判トヲ以テ最
大職任トシ其ノ内治ニ於ケルハ一
ニ苟簡ヲ以テ主トナシタリシニ人
文漸ク開ケ政治益〻進ムニ及テ始メ
テ経済及教育ノ方法ニ倚リ愛撫勧
導シテ人民ノ生活及智識ヲ發達シ
其ノ幸福ヲ増進スル
スルニ至レリ故ニ政
ノ目的ハ獨警察ヲ
スルニ止マラスシテ更ニ一轉シテ

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

進為ノ方嚮ヲ取リ經濟上國民ノ生活ヲ富殖シ教育上其ノ智識ヲ發達スルコトヲ務メサルヘカラス（シユルチ工氏）本条ハ実ニ勅令ノ権義ヲ定メ併セテ勅令ノ目的ヲ示ス者ナリ

第十條

天皇ハ官制ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法ニ特例ヲ掲ケタルハ各〻其ノ條項ニ依ル

恭テ按スルニ至尊ハ建國ノ目的ヲ達スルカ為ニ必要ナル文武ノ官制ヲ設置シ賢ヲ擧ケ能ヲ使ヒ各〻其ノ職ニ任スルノ大権ヲ執リ而シテ議會ノ干渉ヲ容レサルナリ之ヲ上古ニ考フルニ神武天皇始メテ大業ヲ

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

定メ地方ノ為ニ國造縣主ヲ置クノ立官ノ始メテ史乗ニ見エル者ト
ス孝徳天皇八省百官ヲ置クノ維新ノ初大寶ノ官制ニ依リ増損スル所アリ大臣ハ天皇ノ親シク任免スル所タリ勅任以下高等官ハ大臣ノ奏請ニ由リ裁可シテ之ヲ任ス均シク皆至尊ノ大命ニ出サルハアラス但シ裁判所及會計検査院ノ構成及裁判官懲戒免罷ノ条規ハ勅令ニ依テス

シテ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム此レ憲法ノ掲クル所ノ特例ニ依ル者ナリ

武官ノ任免ハ別ニ條例アリテ一定ノ規準ヲ設ケ本属長官得テ之ヲ左右スルコト能ハス而シテ至尊ノ大権ニ由リ之ヲ免黜スルハ亦常例ノ拘ハル所ニ非ス陸軍将校免黜（附記）歐洲各國ニ於テ司法官會計検査官ヲ以テ終身官トスルノ外文

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

官ノ大政ニ関ラスシテ専ラ一部ノ職務ニ従事スル者ハ失行アルノ外随意ニ罷免スルコトヲナサス此レ政黨ノ偏袒ヲ以テ官吏ヲ進退スルノ弊ヲ避ケ(此ノ弊現ニ米國ニ行ハル)且以テ行政官吏ノ為ニ其ノ位地ヲ安固ニシ勤勉ト精練トヲ奬誘スル所以ナリ

第十一條

天皇ハ文武官ノ俸給及恩給年金ヲ定ム

恭テ按スルニ文武官ノ俸給ハ其ノ職官ニ従テ報酬ヲ為ス者ナリ恩給及年金ハ國家ノ勲労又ハ忠武死節ノ臣士ニ酬ユル所ノ恩典ナリ此レ皆天皇ノ大權ニ由リ之ヲ賜授スヘキ者ナリ

(附記) 恩給年金ハ其ノ國家ノ約束

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

トシテ毎年ニ支給シ中廢スヘカラ
サルノ義務ヲナスカ故ニ歐洲各國
ニ於テ法律ヲ以テ之ヲ定ムルノ方
法ヲ取レルハ蓋便宜ニ出ル者ナリ

第十二條

天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
陸海軍ノ編制ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
恭テ按スルニ太祖実ニ神武ヲ以テ
帝國ヲ肇造シ物部靫負部來目部ヲ
統率シ嗣後歷代ノ天子内ー外事アレ
ハ自ラ元戎ヲ帥ヰ征討ノ労ヲ親ラ
シ或ハ皇子皇孫ヲシテ代リ行カシ
メ而シテ臣連二造ハ其ノ褊裨タリ
天武天皇兵政官長ヲ置キ元正天皇

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

大ニ軍令ヲ修メ三軍ヲ總フルコト
ニ大將軍一人アリ大將ノ出征ニハ必
節刀ヲ授ケ兵馬ノ權ハ仍朝廷ニ在
リ其ノ後政綱一ニシテ兵柄武
門ニ歸シ國体幾ト陵夷シテ振ハサ
ル者七百有餘年ナリ
今上中興ノ初首メニ親征ノ詔ヲ發
シ大權ヲ總攬シ爾来兵制ヲ釐革シ
積弊ヲ洗除シ帷幕ノ本部ヲ設ケ自
ラ陸海軍ヲ總ヘ我ヲ而シテ祖宗ノ

ノ耿光餘烈始メテ其ノ旧ニ復スル
コトヲ得タリ本條ハ即チ兵馬ノ統
一ハ皇室ノ大權ニシテ憲法ノ要義
ナルコトヲ示スモノ
第一項ハ陸海軍ノ統帥ハ惟幄ノ大
令ニ存スルコトヲ示シ第二項ハ軍
隊職隊ノ編制モ亦至尊大權ノ親裁
ニ出ツルヲ示ス蓋軍國ノ編
制ハ之ヲ歐洲各國ニ參照スルニ皆
法律ヲ以テ之ヲ定メタルモ但シ菊國
ノ除ク

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

我カ憲法ハ之ヲ國体ニ考ヘ之ヲ事
宜ニ照シ陸海軍ノ編制ハ帷幄ノ軍
令ト全ク天皇ノ大權ニ属スヘクシ
テ而シテ議會ノ干渉ヲ容レサルコ
トヲ掲ケタリ
平時毎年ノ徴員ハ兵役法ニ準據シ
徴集スルモ其ノ数額ニ至テハ專ラ
軍団ノ編制ニ関係スルヲ以テ固ヨ
リ本條第二項ノ包括スル所タリ彼
欧洲諸國ニ於テ(葡國ヲ除ク)平時ノ

徴員ハ毎年國會ノ議ヲ経ルヲ以テ
法トシ憲法又ハ法律ヲ以テ之ヲ明
言スルカ如キハ我カ憲法ノ取ラサ
ル所ナリ英國著者ノ説ニ據ルニ若
サルトキハ議院ニ於テ徴員ヲ議定セ
ト能ハサルノミナラス此新ニ徴聚スルコ
兵士ハ散帰ノ權アリ

三十三

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

第十三條

天皇ハ交戰ヲ宣告シ和親ヲ講シ諸般ノ條約ヲ締結ス

恭テ按スルニ宣戰講和及条約ノ事ハ総テ至尊ノ大権ニ属シ議會ノ干渉ヲ假ラス此レ一ハ君主ハ外國ニ對シ國家ヲ代表スルニ由リ主権ノ源流ヲ純一ニセンコトヲ欲シ二ハ和戰及條約ノ事ハ專ラ時機ニ應シ深ク謀リテ速ニ断シ事帷幄ノ中ニ

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

決スルヲ尚フニ由ルナリ
歐洲ノ舊例ニ依ルニ中古各國ノ君
主ハ往々外交ノ事ヲ親ラシ英國「ウ
サリヤム」三世ノ如キハ躬外務長官
ノ任ニ当リ当時ノ人其ノ尤外交事
務ニ長シタルコトヲ稱賛シタリ近
時立憲ノ主義漸クニ進歩ヲ加フル
ニ及テ各國外交ノ事務亦責任宰相
ノ管掌ニ属シ君主ハ其ノ輔翼ニ倚
リテ之ヲ施行スルコト他ノ行政事

務ト一般ナルニ至レリ即破列翁佛
國ノ執権タリシ時両國講和ノ文函
ヲ作リ直チニ英國ノ君主ニ贈ル英
國ハ其ノ書ヲ受ケテ而シテ其ノ禮ヲ
認メス直チニ外務執政ノ書ヲ以テ
之ニ答ヘタリ今日ノ交際法ニ於テ
慶吊ノ親書及使臣ノ國書ヲ除ク外
各國ノ際和戦条約ノ事総テ皆執政
大臣ヲ経由スルハ列國公法ノ是認
スル所ナリ本条ノ掲クル所ハ専ラ

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

議會ノ關渉ニ由テス
大臣ノ輔翼ニ依リ外交事務ヲ處辨
スルヲ謂フナリ

（附記）歐洲立君ノ各國ニ於テ宣戰
講和ノ權ハ之ヲ君主ニ屬スト雖モ其
ノ條約ニシテ之ヲ公布スルモ國家
ノ利益公共ノ安寧ニ於テ既ニ障害
ナキヲ得ルノ限ハ速ニ文書ヲ附シ
テ議會ニ通知スヘキヲ以テ要件ト
シ之ヲ其ノ憲法ニ掲ケタリ（白荷伊
西等）

此レ固ヨリ事理ノ當然ニシテ明文
ヲ以テ之ヲ記載スルヲ待タサル者
ナリ

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

第十四條　天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
戒嚴ノ要件ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
恭テ按スルニ戒嚴ハ外敵内寇ノ時ニ際シ戰權ヲ施行スル為ニ常法ノ施行ヲ停止シ司法行政ノ事ヲ擧ケテ之ヲ軍法ニ委スル者ナリ本条ハ戒嚴ノ要件ヲ以テ法律ノ定ムル所トシ其ノ法律ニ準據シテ臨時之ヲ宣告シ又ハ其ノ宣告ヲ解クノ之ヲ

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

至尊ノ大権ニ帰シタリ
合圍ノ地ニ在テ戰権ヲ施行シ臨時
戒嚴ヲ宣告スルハ之ヲ陸軍司令官
ニ委ネ處分シテ後ニ上申スルコト
ヲ許ス此レ法律ニ於テ便宜ニ至尊
ノ大権ヲ將帥ニ委任スル者ナリ（十五
年三十六号布告）
（附記）之ヲ欧洲各國ニ参照スルニ
戒嚴宣告ノ権ヲ以テ或ハ專ラ之ヲ
議會ニ帰スルアリ佛或ハ之ヲ内閣
ニ委ヌルアリ（普千八百八十一年法）獨リ獨逸
帝國ノ憲法ニ於テ之ヲ皇帝ニ属シ
タルハ尤立憲ノ精義ヲ得ル者ナリ

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

第十五條
天皇ハ爵位ヲ授ケ勲章及其ノ他ノ榮
章ヲ賜與ス
恭テ按スルニ至尊ハ榮譽ノ源泉ナ
リ蓋功ヲ賞シ勞ヲ酬ヒ與フルニ榮
譽高嚴ノ品位ヲ以テスルハ專ラ天
皇ノ大權ニ屬スト雖而シテ臣子ノ窮壽
ヲ容サヽルヿ我カ國太古簡朴
ノ世加之稱ヲ以テ貴賤ノ別ヲ爲ス
推古天皇十一年ニ始メテ冠位十二

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

階ヲ定メ其ノ明年諸臣ニ領チ賜フ
天武天皇十四年定メテ四十八階ト
十ス文武天皇賜冠ヲ停メテ易フル
ニ位記ヲ以テセラル大寶令載スル
所凡ソ三十階是レ今ノ位階ノ因テ
起ル所ナリ又勲位十二等ハ以テ武
功ヲ賞シ及芳軍力田ノ人ニ賜フ中
古武門專権ノ時ニ當テ賞典討ノ柄既
ニ幕府ニ移ルト雖モ叙授ノ儀典ハ猶
朝廷ニ属スルコトヲ失ハス維新ノ
後明治二年位制ヲ定メ一位ヨリ九
位ニ至ル八年勲等賞牌ノ制ヲ定ム
天皇親佩ノ式ヲ行ヒ親王以下各賞
牌ヲ授ク十七年五等爵ノ制ヲ定ム
此レ皆以テ賞奬ヲ
與ヲ示ス者ナリ
（附記）之ヲ欧洲各國ニ參照スルニ
内旨濫賞及爵ヲ賣ルノ弊ハ二百年
来史乘ノ汚点タリ之カ為ニ貴紳ノ
風俗ヲ頽敗セシメ兒童ノ戯ニ類シ

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

誠実報効ノ士ハ及テ其ノ栄ヲ耻ル
ニ至ル（ブロンテル氏）ヲ近世
般ノ立憲制度ト倶ニ斃
勲爵ノ叙授亦必責任
要スルニ至リタリト
云

第十六條

天皇ハ赦免減刑及復權
恭テ按スルニ國家既ニ法廷ヲ設ケ
法司ヲ置キ正理公道
臣民ノ權利ヲ保護セ
而シテ猶法律ノ未タ
人事ヲ曲悉ス
ルニ足ラスシテ時
仍憫諒スヘキ者アリ
軌轍遂ニ以テ其ノ闕
コト能ハサルヲ
恐ル此レ憲法

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

ニ恩赦ノ權ヲ揭ケ至尊慈仁ノ特典ヲ以テ法律ノ及ハサル所ヲ救濟シ皇室ノ德澤ヲ廣メテ一民ノ其ノ情ヲ得サル者無ラシメンコトヲ期スル所以ナリ

中古大赦ノ令屢史乘ニ見ユ其ノ後ニ及テ或ハ院宣内旨ヲ以テ罪ヲ免スルコトアリ或ハ喪ニ因テ恩ヲ敷キ冥福ヲ祈ルコトアリ流レテ濫恩曲庇ノ弊ヲ為スニ至レリ之ヲ歐洲ニ參考スルニ各國中古ノ弊ヽ失實ニ其ノ害ニ勝ヘサル者アリ近世立憲ノ大義益〻進歩スルニ及テ王者特赦ノ權亦檢官ノ奏申ニ依リ閣臣ノ副署ヲ以テ之ヲ施行シ而シテ濫弊其ノ蹤ヲ絶ツコトヲ得タリト云（英國ニ在テ中古恩赦ノ主命ハ國璽ヲ以テ之ヲ行フ今至維ー多ー利ー亞即位以來其ノ慣行ヲ改メ之ヲ内務執政ニ任シ執政ノ副署ヲ以テ施行セシメ而シテ執政其ノ責ニ任ス）

赦免トハ大赦又ハ特赦ニ依リ罪ヲ

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

免スルヲ謂フ大赦ハ刑法九十七條及治罪法第九條ニ見ユ特赦ハ治罪法第三章ニ見ユ減刑トハ恩典ヲ以テ既ニ宣告サレタルノ刑ヲ減スルヲ謂フ復權トハ既ニ剥奪サレタル將来ノ公權ヲ復スルヲ謂フナリ刑法第八節治罪法第二章

(附記) 佛國及白耳義ニ於テハ國王ハ特赦ノ權アリテ大赦ノ權ナシ(ヂヂトニツセン氏白國憲法注釈ニ依ル)佛國千八百七十五年ノ憲法第三條ニ云大統領ハ特赦ノ權ヲ有ス但シ大赦ハ法律ニ依ルニ非レハ之ヲ行フコトヲ得スト此レ乃行政ノ特權ヲ制限スルノ校局ニ過ル者ニシテ我カ憲法ノ取ル所ニ非サルナリ

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

第十七條　攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ヲ以テ大権ヲ施行ス

攝政ハ朞人臣ニ居テ天皇ノ事ヲ攝行スル故ニ凡ソ至尊ノ名分ヲ除ク外一切ノ大政総テ天皇ノ名ヲ以テ之ヲ行ヒ又大政ニ付キ其ノ責ニ荅ヘサルコトハ天皇ニ同シ但シ第七十五条ノ場合ニ於テ制限スル所アラ

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

ルノミ

摂政ヲ置クハ皇室ノ家法ニ依ル而シテ摂政ノ大権ヲ総攬スルハ事國憲ニ係ル故ニ後者ハ之ヲ憲法ニ掲ケ前者ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル蓋摂政ヲ置クノ当否ハ之ヲ判定スルコト専ラ皇室ニ属シテ而シテ臣民ノ容議スル所ニ非ス抑〻天子違豫ノ事アリテ政治ヲ親ラスルコト能ハサルハ稀ニ見ル所ノ変局ニシテ而シテ國家動乱ノ機亦容易ニ此時ニ伏セサルコトヲ保チ難シ彼ノ或國ニ於テハ両院ヲ召集シ両院合會シテ摂政ヲ設クルノ必要ナルコトヲ宣告セシメ及一ムルコトヲ憲法ニ掲クルカ如キハ普國憲法第五十六条第五十七條皇室ノ大事ヲ以テ民議ノ多数ニ委テ皇統ノ尊厳ヲ涜スルノ漸ヲ啓クニ於テ君主心疾ニ罹リ摂政ヲ置ク

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

ノ必要ヲ告クルニ当リ議會ノ討議
数日ニ亘リ終ニ委員ヲ派シテ君主
ノ身體ヲ検視スルニ至ルカ如キハ
英國「ジヨ」「ジ」三世ノ時我カ國體ニ於テ実ニ霄
壤ノ別アル者ナリ本条摂政ヲ置ク
ノ要件ヲ皇室典範ニ譲リ之ヲ憲法
ニ載セサルハ蓋専ラ國體ヲ重シ微
ヲ防キ漸ヲ慎ムナリ

第二章　臣民権利義務

第二章ハ第一章天皇ノ各条ニ次キ臣民ノ
権利及義務ヲ掲ク蓋祖宗ノ政ハ専
ラ臣民ヲ愛重シテ名クルニ大寶（オホミタカラ）ノ
稱ヲ以テシタリ江家次第非常赦ノ
条ニ為（テ）ニ公御財（オホミタカラト）御調物（ミツキモノ）備進（ヘマツレ）トアルハ
赦恩ヲ得ルノ罪人改メテ良民ト為
リテ貢税ヲ供奉セヨト謂ヘルナリ
歴世ノ天子即位ノ日ハ皇親以下天
下ノ公民ヲ集メ大詔ヲ宣（ノリ）タマフ其

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

ノ詞ニ現御神ト大八島國所知天皇
ノ大命ラマト詔ル大命ヲ集侍ル皇
子等王臣百官人等天下公民諸
聞食ト詔ル云ヽ史臣用ヰル所ノ公
民ノ字ハ即チ「オホミタカラ」ノ名稱
ヲ譯シタルヤリ而シテ臣民亦自ラ
称ヘテ御民ト云万葉集ニ天平六年
海犬養宿禰岡麻呂應詔歌ニ御民吾
レ、イケル、シルシ、アリ、天地ノ、サカユ
ルトキニ、アヘラク、オモヘハ、ト蓋上

ニ在テハ愛重ノ意ヲ致シ待ツニ邦
國ノ寶ヲ以テシ下ニ在テハ大君ニ
服從シ自ラ視テ以テ幸福ノ臣民トス
是レ我カ國ノ古典舊俗ニ存スル者
ニシテ本章ニ掲クル所ノ臣民ノ権
利義務亦此ノ義ニ源流スルニ外ナ
ラス彼ノ外國ニ於テ上下相怨ムノ
餘リニ國民ノ権利ヲ宣告シテ以テ讓
予ノ契約トナスカ如キハ固ヨリ我
カ憲法ノ例ヲ取ル所ニ非サルナリ

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

第十八條

日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

日本臣民トハ外國臣民ト之ヲ區別スルノ謂ナリ日本臣民タル者ハ各〻正當ナル權利義務ヲ有スヘシ此レ臣民タルノ要件ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルヲ必要トスル所以ナリ日本臣民タルコトヲ得ルニ二ツアリ第一ハ出生ニ因リ日本臣民タル者第

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

二ハ外國ヨリ歸化スル者十リ
(附記)國民ノ身分ハ之ヲ歐洲各國
ニ參考スルニ一二ノ國ヲ(瑞西ノ如
キ)除ク外或ハ民法ヲ以テ之ヲ定ム
ルアリ(佛國)或ハ特別法ヲ以テ之ヲ
定ムルアリ(獨逸ノ如キ)要スルニ憲
法ノ條列スヘキ所ニ在ラス但シ民
權ノ完全ナル享有及公權ハ專ラ國
民ノ身分ニ伴隨スルヲ以テ憲法ニ
其ノ別法ヲ以テ之ヲ定ムルノ旨ヲ

揭クルコトヲ怠ラサルハ各國ノ同
キ所ナリ故ニ別法ノ揭クル所ハ即
チ憲法ノ指命スル所タリ又憲法ニ
於ケル臣民權義ノ由テ係屬スル所
タリ
公權トハ(一)ニ政權ト云)選擧被選ノ
權任官ノ權ノ類ヲ謂フ(陪審タルノ權新聞發行
ノ權公證人代言人タルノ權之ニ屬ス)公權ハ憲法又ハ
其ノ他ノ成文法ニ依テ之ヲ認定シ
專ラ本國人ノ享有スル所トシテ之

四十九

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

ヲ外國人ニ許サヽルハ各國普通ノ
公法ナリ私權ニ至テハ内外ノ間ニ
懸絶ノ區別ヲナシタルハ既ニ歴史
上ノ往事ニ屬シ今日ハ各國或ハ相
互ノ處置ニ依リ本國人ノ外國ニ於
テ享受スル限リハ内國ニ於テモ亦
其ノ外國人ニ享受スルコトヲ許シ
或ハ外國人ノ居留ヲ内國ニ定メタ
ル者ヲシテ本國人ト同樣ニ享受ス
ルコトヲ得セシメタリ然ルニ仍後

見人ト為ルノ權養子トナルノ權遺
言ノ證人タルノ權ノ類ヲ以テ民法
ノ制定スル所ニ屬シ而シテ民法ニ
明文ヲ以テ許サヽル限ハ外國人ノ
享有スルヲ得サル所トシ以テ内外
人ノ通有スヘキ私權ト區別シタル
ハ即チ羅馬法ノ「ジユス、シヴイタリ
」佛語ドロア、ト「ジユス、ジヤンチヲ
シヴイル」佛語ドロア、ト「ノ差別ニ因襲スル
プリヴエー」ト
者ニシテ列國法ノ因ヨリ是認スル

五十

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

所ナリ巴威爾國ノ憲法第四章第一條ニ云
巴威爾ニ於テ一切ノ國民權即チ公
權ト及私權ノ完全ナル享有ヲ得ル
為ニハ本國人タルヲ必要トス本國
人タルノ身分ハ或ハ出生ニ因リ或
ハ法律ノ規定ニ從ヒ歸化スルニ因
テ之ヲ得ト云ヘリ此ノ成文ハ國民
タル者ノ公權並ニ民法權ニ即チ私權ノ完全ナル享有於ケル關係ニ就キ適當ナル
解釈トスルニ足レリ併セ錄シテ以

テ參考ニ供フ

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

第十九條

日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

文武官ニ登任シ及其ノ他公務ニ就クハ門閥ニ拘ラス是ヲ維新改革ノ美果ノ一トス往昔門地ヲ以テ倫類ヲ差別スルノ時ニ当テハ官ヲ以テ家ニ属シ族ニ依テ職ヲ襲ツキ賤類ニ出ル者ハ才能アリト雖顯要ニ登用

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

セラルヽコトヲ得ス但シ法律命
酬ユルヽ栄章ヲ以テセラルヽコト
ナシ雖新ノ後陋習ヲ一洗シテ門閥
ノ弊ヲ除キ爵位ノ差級ハ一モ就官
ノ平等タルヲ妨クルコトナシ此レ
憲法ノ保證スル所ナリ但シ法律命
令ヲ以テ定ムル所ノ相当資格ハ仍
官職及公務ニ就クノ要件タルノミ」
日本臣民ハ均ク文武官ニ任セラレ
及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得ト
云トキハ外國臣民ニ非ノ権利ヲ及
ホサヽルコトヲ知ルヘキナリ蓋一國
ノ存立ヲ防護スルニハ必其ノ存立ニ
因テ利益ヲ享受スルノ人ニ委
任セサルヘカラス此レ各國國法ノ
同ク執ル所ナリ但シ各國其ノ必要
ニ依リ概要ノ官及公権ノ執柄タル
官吏ヲ除ク外陸海軍士官教官技術
官外國公使ノ書記官譯官又ハ領事
官ノ如キハ之ヲ外國人ニ任スルヲ

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

トヲ許スアリ和蘭ノ憲法ニ第六條凡ソ和蘭國民タル者ハ官吏タルコトヲ得外國人ハ法律ノ条章ニ依ルノ外官ニ任スルコトヲ得スト謂ヒ而シテ千八百五十八年六月四日ノ法律ヲ以テ外國人ノ任用セラルヘキ位置ヲ列挙シタリ又或國ハ歸化ノ允許ヲ以テ始メテ外國人ニ任用ノ権ヲ付スルアリ巴威爾ノ如シ又大歸化ノ允許ヲ以テ始メテ高等官宰相及議員ノ類

ニ任シ及選挙人タルコトヲ許スアリ白耳義ノ如シ又任官状ヲ以テ歸化ノ免状ト同シク認ムルアリ獨逸ノ如シ又歸化ノ允許ヲ得ル者ト虽仍執政及参議官ニ任スルコトヲ禁スルアリ葡萄牙ノ如シ寛厳ノ間異同一ナラスト虽均シク任官ノ権ヲ以テ本國臣民ノ専属権利トセサルハアラサルナリ

英國千七百一年アクト、オフ、セトルメント第五条ニ云以後英蘭土、蘇蘭

五十四

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

土若クハ愛蘭土ノ王國又ハ王國ニ
屬スル領地ノ外ニテ出産スル者ハ
設ヒ歸化シタル者ト雖モ
ノ兩親英人ナル場合ヲ除ク）樞密議
官又ハ兩議院ノ議員トナルヲ得ス
及文武ノ責任アル官職ヲ受クルコ
トヲ得ス

第二十條
日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵
役ノ義務ヲ有ス
日本臣民ハ日本帝國成立ノ分子ニ
シテ我カ天皇ニ從屬シ倶ニ國ノ生
存獨立及光榮ヲ護ルヘキ者ナリ之ヲ
集ニ徴スルニ上古以來我カ臣民ハ
事アルニ當テ其ノ身家ノ私ヲ犧牲
ニシ大君ノ國ヲ防護スルヲ以テ丈
夫ノ事トシ嘗テ一タヒモ國旗ノ威

五十五

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

稜ト國民ノ栄誉トヲ汚辱シタルノ
事例アルコトヲ見ス蓋國民忠義ノ
精神ハ栄誉ノ感情ト倶ニ人々祖先
以来ノ遺傳ニ根因シ心肝ニ浸漸シ
テ腦髓ニ貫徹シ以テ一般ノ風教ヲ
成ス者ナリ故ニ本條ハ無形ノ德義
ヲ抽像シテ有形ノ典章トナシ而シ
テ法律ノ定ムル所ニ依リ全國臣民
ヲ擧テ総テ兵役ニ服スルノ義務ヲ
履行セシメハ以テ一般ニ類族門葉

ヲ問ハス其ノ志氣身體ヲ併セテ之
ヲ平生ニ教養セシメ又以テ一國雄
武ノ風ヲ維持シテ将来ニ失墜セシ
メサルコトヲ期スルナリ
恭テ按スルニ聖武天皇ノ詔ニ曰大
伴佐伯ノ宿禰ハ常モ云フゴトク天皇カ
朝守リ仕ヘ奉ル事顧ナキ人等ニア
レバ汝等ノ祖ドモノ云ヒ来ラク海
行カハミヅク屍山行カハ草ムス屍
王ノヘニコソ死ナメノドニハ死ナ

五十六

ゾト云ヒ隷ル人等トナモ聞シメス
ト、此ノ歌即チ武臣ノ相傳ヘテ以テ
忠武ノ教言ヲナセル所ナリ天智天
皇以来軍國ノ設アリ海内丁壮兵役
ニ堪ル者ヲ募ル持統天皇ノ時毎國
正丁四分ノ一ヲ取レルハ即チ徴兵
ノ制ナリ光仁天皇以来武門執権ノ
際ニ至テ兵農職ヲ分チ久シク舊制
ヲ失ヒタリ維新ノ後明治四年武士
ノ常職ヲ解キ五年古制ニ基キ徴兵
ノ令ヲ頒行シ勅諭ヲ全國四民男児ニ
十歳ニ至ル者ハ盡ク兵籍ニ編入シ
以テ陸海両軍ニ充ルメシメ平時毎年
ノ徴員ハ常備軍ノ編制ニ從ヒ而シ
テ十七歳ヨリ四十歳迄ノ人員ハ盡
ク国民軍トシ戦時ニ當リ臨時召集
シテ隊伍ニ編入スル此レ徴兵法ノ現
行スル所ナリ

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

第二十一條　日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

納稅ハ兵役ト均シク國民共同生存ノ必要ニ供應スル者ニシテ臣民ノ義務ノ一タリ

租稅ハ古言ニテカラレトモ云民力ノ輸スノ義ナリ稅ヲ課スルヲオフストモ云各人ニ負ハシムルノ義ナリ祖宗既ニ統治ノ義ヲ以テ國ニ臨ミタマ

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

ヘリ租税ノ法由テ来ル所久シ孝
徳天皇租庸調ノ制ヲ行ヒ維新ノ後
地租ノ改正ヲ行フ是ヲ税法ノ二大
変革トス其ノ詳ナルハ志籍ニ備ハ
ルヲ以テ茲ニ之ヲ註明セス然ルニ
我カ國ノ舊慣ハ総テ租税ヲ以テ國
ノ公費ヲ分擔セシメ一モ恩恵ノ報
酬又ハ徴求ノ供給タル事例アルヲ
見サルナリ

（附記）佛國学者ノ説ニ従ヘハ租税
ハ社會ノ保護ヲ獲ル為ノ前拂ノ報
酬タリ（ミラボー氏ノ説）又権利ノ享受利益
ノ保護ヲ獲ルノ目的ノ為ニ國ト名
ケタル一會社ノ社員ヨリ納ムル所
ノ保険料タリ（ヱミルドヂラルヂン氏）ト云此ノ
種ノ論ノ如キハ租税ヲ以テ当然ノ
義務ト為ス者ニ非ス（獨逸学者ノ説ニ依ル）而
シテ我カ國臣民ノ執ル所ノ主義ト
固ヨリ相同カラサルナリ

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

第二十二條

日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住ヲ移轉スルノ自由ヲ有ス

以下各条ハ臣民各個ノ自由及財産ノ安全ヲ保證ス蓋自由ハ臣民ノ生活及智識ノ發達ノ為ニ欠クヘカラサルノ必要タリ自由ノ民ハ文明ノ良民トシテ以テ一國政治ノ獨立ヲ恢賛スルコトヲ得ル者ナリ故ニ立憲ノ國ハ皆臣民各個ノ自由及財産

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

ノ安全ヲ以テ貴重ナル権利トシテ
之ヲ保證セサルハナシ
但シ人ノ賦性既ニ完全ナルコト能
ハス故ニ人生ノ自由亦必制限ヲ受
ケサルヘカラス（ブロンチユリ氏ニ依ル）人類
既ニ相依リテ以テ國ヲ成ストキハ
各其ノ自由ノ一部ヲ割キテ以テ社
會ノ為ニ犠牲ニ供セサルコトヲ得
ス此レ亦生存ノ必要ニ出テヽ自然
ノ天法ニ由ル者ナリ（ベンサム氏ニ依ル）故ニ

制限ナキノ自由ハ淺薄ナル妄想ノ
空論ニシテ而シテ秩序ヲ破壊シ國
體ヲ滅裂スルニ至ルモ亦必然ノ結
果タラサルコトヲ得ス法律ハ各個
ノ自由ヲ保護シ又國權ノ必要ニ生
スル制限ノ範囲ヲ分劃シ以テ両者
ノ間ニ適当ノ調和ヲ為ス者ナリ而
シテ各個臣民ハ法律ノ許ス所ニ於
テ其ノ自由ヲ享受シ綽然トシテ餘
裕アルコトヲ得此レ乃憲法ニ保證

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

スル所ノ成文ノ自由ナル者ナリ
封建ノ時藩國疆ヲ畫リ各〻関柵ヲ設
ケ人民互ニ轉住スルコトヲ許サス
並ニ許可ナクシテ旅行スルコトヲ
許サス其ノ自然ノ運動及営業ヲ束
縛シテ植物ニ同カラシメタリシニ
維新ノ後廢藩ノ擧ト倶ニ往来手形
ノ制ヲ廢シ以テ移轉ノ自由ヲ認メ
凡ツ日本臣民タル者ハ帝國境内ニ
於テ何レノ地ヲ問ハス居住ヲ定メ
及借住シ寄留シ地所ヲ購買シ又ハ
旅行シ及営業スルノ自由アラシメ
タリ

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

第二十三條

日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ拿捕監禁及糾治ヲ受クルコトナシ

本條ハ人身ノ自由ヲ保證ス蓋奴隷ノ俗ハ我カ國ニ於テ中古以來漸ク其ノ風ヲ絶チ維新ノ後大令ヲ下シ人身ノ賣買ヲ禁スルニ至テ六年既ニ其ノ根ヲ拔キ而シテ憲法ニ條ヲ設ケテ之ヲ防制スルノ必要ナキコトヲ得タリ但シ人身ノ自由ハ警察及

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

治罪ノ處分ト密切ノ關係ヲ有シ其ノ間分毫ノ餘地ヲ容ルヽコト能ハス一方ニ於テハ治安ヲ維持シ罪惡ヲ防範シ及検探糾治スルノ必要ナル處分ヲシテ敏捷強勁ナラシムルニ拘テス他ノ一方ニ於テハ各人ノ自由ヲ尊重シテ其ノ界限ヲ峻嚴ニシ威權ノ蹂躙スル所タラシメサルハ立憲ノ國ニ於テ尤至大ノ要件トスル所ナリ故ニ警察及司獄官吏法

律ニ依ラシテ人ヲ逮捕シ又ハ監禁シタル者ハ之ヲ處罰スルコト私人ヨリ重カラシメ（刑法二百七十八条二百七十九条）而シテ糾治ノ方法ニ至テハ亦之ヲ警察官ニ委子スシテ必之ヲ司法官ニ訴ヘシメ司法官又ハ警察官被告人ニ對シ罪状ヲ供述セシムル為ニ凌虐ヲ加フル者及司法官遷延シテ審理セサル者ハ又重ヲ加ヘテ處断ス（刑法二百八十二条二百八十三條）務メテ周匝縝密ノ

六十四

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

意ヲ致シテ以テ臣民ヲ保護シ而シ
テ勝問及其ノ他中古ノ遺制ニ歴史
上既往ノ事蹟トシテ復現時ニ再生
スルコトヲ得セシメ漸ク人身
ノ自由ヲシテ安固ノ
トノ冀望アラシメタ
ノ為ニ設スヘカラサル
ヘ必然ニ實際ノ効力
ヲ期スル者ナ
リ

第二十四條
日本臣民ハ正當ノ裁判所ヨリ阻隔セ
ラルヽコトナシ

此条亦各人ノ自由ヲ保護スル為ノ
要件タリ法律ニ依リ構成設置スル
所ノ裁判所是ヲ正當ノ裁判所トス
正當ノ裁判所ハ威権ノ牽制ヲ受ケ
スシテ各人ノ間ニ衡平ノ裁判ヲ下
シ臣民ハ其ノ孤弱貧賤ニ拘ラス勢
家権門ト曲直ヲ訟廷ニ爭フコトヲ

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

得ヘシ故ニ憲法ハ法律ニ定メタル正当ナル裁判所ノ外ニ特ニ臨時ノ裁判所又ハ委員ヲ設ケテ以テ裁判ノ権限ヲ侵犯スルコトヲ許サス即各個人倚テ以テ司直ノ父トスル所ノ独立ノ裁判所ヨリ之ヲ阻隔シテ衰顴ノ聲ヲ牢柵ノ内ニ閉鎖スルコトヲ許サヽルナリ

第二十五條

日本臣民ハ法律ニ指定シタル場合ヲ除ク外其ノ承諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及検探セラルヽコトナシ

本条ハ住所ノ安全ヲ保證ス蓋家宅ハ臣民各個安棲ノ地タリ故ニ私人ニシテ家主ノ承諾ナクシテ他人ノ住所ニ侵入スルコトヲ得サルノミナラス警察司法収税ノ官吏民事又ハ刑事又ハ行政ノ處分ニ在テ凡テ

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

法律ノ正条ヲ以テ指定シタル場合
ニ非スシテ及法律ノ規程ニ依ラス
シテ臣民ノ家宅ニ侵入シ又ハ之ヲ
捜索スルコトアレハ総テ憲法ノ看
テ以テ不法ノ所為ト做ス所ニシテ
刑法ヲ以テ論セラル、コトヲ免レ
サルヘキヤリ刑法百七十一条百七
十二条人ノ住所ヲ侵
ス罪
臣民官吏不法ノ侵犯ヲ抗拒スルニ
当リ其ノ正当防衛タルト否トハ主

ラ事実ノ曲折ニ関係スルヲ以テノ
故ニ必然ニ法官ノ裁断ヲ仰カサル
コトヲ得ス而シテ或国ニ於テ憲法
又ハ法律ニ抗拒ノ権ヲ明言スルカ
如キハ翻テ臣民ノ為ニ危険ナル結
果ヲ招カシムルコトヲ免レス欧洲
刑法学者ノ説ニ曰ク官吏ノ不法ニ依
リ損害ヲ被リタル者ハ強力ニ倚テ
以テ其ノ回復ヲ要ムヘカラス宜シ
ク法廷ニ訴ヘヲ以テ之ヲ要ムヘシ

六十七

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

ト此ノ言事理ノ当ヲ得タリトスヘシ

第二十六條

日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外郵信ノ秘密ヲ侵サルヽコトナシ

郵信ノ秘察ハ近世文明ノ恵賜ノ一タリ本條ハ刑事ノ検探又ハ戦時及事変ノ時ニ於テ法律ノ正條ヲ以テ指定シタル必要ノ場合ノ外郵信ヲ開披シ又ハ破毀シテ以テ其ノ秘密ヲ侵スコトヲ許サヽルナリ

(附記) 葡萄牙ノ憲法ハ更ニ郵信ノ

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

事務ニ對シ嚴正ナル防範ヲ注意シ
タリ曰信書ノ秘密ハ侵スヘカラス
郵便ノ事務官ハ本條ノ違犯ニ對シ
嚴重ニ責任ヲ有ス（第百四十五條
第二十五項）

第二十七條
日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルヽコ
トナシ
公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ム
ル所ニ依ル
本条ハ所有權ノ安全ヲ保證スル所有
權トハ法律又ハ規則ニ禁セサル所
ノ限ハ各人或ル物件ヲ得有シ使用
シ又ハ處分スルノ自由アルヲ謂フ
所有權ノ釋義ハ民法ニ屬シテ憲法

六十九

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

ニ属セス故ニ憲法ハ単ニ所有権ノ
侵スヘカラサルノ主義ヲ掲クルヲ
以テ足レリトス
所有権ハ不可侵ノ権タリ而シテ無
限ノ権ニ非サルナリ故ニ城塁ノ周
圍線内ニ或ル建築ヲ禁スルハ賠償
ヲ要セス鑛物ハ鑛法ノ管理ニ属シ
而シテ所有者ノ自由ニ任セス山林
ハ経済ノ標準ニ依リ規定シタル条
則ニ由ラシム鉄道線ヨリ一定ノ距

離ニ於テ植樹ノ禁シ墓域ヨリ一定
ノ距離ニ於テ井ヲ鑿ルコトヲ禁シ
建築法道路法ニ於テ強テ建築ヲ為
サシメノ強テ附近ノ地ヲ購買セシメ
若願ハサル者ハ他ノ願フ者ニ賣与
セシムルカ如キノ類此レ皆所有権
ニ制限アルノ證徴ニシテ而シテ各
個ノ所有ハ各個ノ身体ト同シク
王土王民トシテ一國ノ主権ニ對シ
服従ノ義務ヲ負フ者ナルコトヲ認

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

知スルニ足ル者ナリ世ノ学説ヲ為
ス者或ハ所有ノ権ヲ以テ無限権ト
ナスアリ而シテ反對ノ論者ヲシテ
所有権ハ全國王土ノ大義ト相矛盾
スルノ疑アルニ至ラシメタリ抑〻所
有権ハ私法上ノ権利ニシテ全國統
治ノ大権ハ専ラ公法ニ属シ二ツノ
者分毫牴觸スル所アルニ非サルナ
リ
上古臣民私地ヲ献シ仲哀紀仁徳罪
記安閑紀

アリテ領地ヲ設官セラレ古事記私地
ヲ賣リ價ヲ索ムル孝徳紀ノ事史籍ニ
見ユ孝徳天皇大化二年處々ノ屯倉ミヤケ
及臣民ノ田荘タトコロヲ廢シ以テ兼併ノ害
ヲ除キ而シテ隋唐ノ制ニ倣ヒ口分
田ノ制ヲ行ヒタリ是ヨリ其ノ後所
領荘園ノ弊仍盛ニ行ハレ従テ封建
ノ勢ヲ成シ以テ徳川氏ノ時ニ至テ
農民ハ概子領主ノ佃戸タルニ過キ
サリシ維新ノ初元年十二月大令ヲ

七十二

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

發シテ村々ノ地面ハ總テ百姓ノ持
地タルヘキコトヲ定メタリ四年ニ
各藩版籍ヲ奉還シテ而シテ私領ノ
遺物始メテ跡ヲ絶チタリ五年二月
地所永代賣買ノ禁ヲ解キ又地券ヲ
發行シ六年三月地所名称ノ違ヲ發
シ公有地私有地ノ稱ヲ設ケ七年ニ
改メテ民有地トシ八年ニ地券ニ所
有ノ名稱ヲ記載シタリ（地券雛形ニ
土地ヲ所有スル者ハ（日本帝國ノ
必此券状ヲ有スヘシ）此レ皆欧洲ニ
在テ或ハ兵革ヲ用ヒテ領主ノ專権
ヲ廢棄シ（佛）或ハ巨大ノ金額ヲ用ヒ
テ以テ佃戸ノ為ニ權利ヲ償却シ（普）
タル者ニシテ而シテ我カ國ニ於テ
ハ各藩ノ推讓ニ依テ容易ニ一般ノ
統治ニ帰シ以テ之ヲ小民ニ分予ス
ルコトヲ得タリ此レ実ニ史籍アリ
テ以来各國ニ其ノ例ヲ見サル所ニ
シテ獨中興新政ノ紀念タルニ十
ラス又國体ノ美ト臣民忠順ノ懿徳

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

ヲ徴明スルニ足ル者ナリ

次項、公益ノ為ニハ各民ノ承諾ヲ問ハスシテ其ノ私産ヲ割テ以テ需要ニ應セシムル此レ即チ版土統治ノ主権ニ原因スル者ニシテ憲法之ヲ認許シ而シテ其ノ条則ノ制定ハ之ヲ法律ニ属シタリ蓋シ公益供用ノ處分ニ付要件トスル所ノ公益ノ必要ハ政府ヨリ之ヲ宣告スル事ニ其ノ私産ニ對シ相當ノ賠償ヲ付ス是レ立法上欠クヘカラサルノ標準ナリ其ノ他軍用徴発ノ類ハ別ニ既ニ法律アリ要スルニ所有権ノ制限ハ人身自由ノ制限ト共ニ必法律ヲ以テ制定スルヲ要シ而シテ命令ノ範囲ノ外ニ在ルハ又憲法ノ證明スル所ナリ

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

第二十八條

日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

中古西歐宗教ノ盛ナル之ヲ内外ノ政事ニ混用シ以テ流血ノ禍ヲ致シ而シテ東方諸國ハ又嚴法峻刑以テ之ヲ防禁セント試ミタリシニ四百年来奉教自由ノ説始メテ萌芽ヲ發シ以テ佛國ノ革命北米ノ獨立ニ至リ

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

公然ノ宣告ヲ得漸次ニ各國ノ是認ヲ経現在各國政府ハ或ハ國教ヲ存シ或ハ社會ノ組織又ハ教育ニ於テ仍一派ノ宗教ニ偏袒スルニ拘ラス法律上一般ニ各人ニ對シ奉教ノ自由ヲ予ヘサルハアラス而シテ異宗ノ人ヲ戮辱シ或ハ公權私權ノ享受ニ向テ差別ヲ設クルノ陋習ハ既ニ史乗過去ノ事トシテ獨逸各邦ニ於テハ千八百四十八年マテ仍猶太教徒ニ向テ政權ヲ予ヘサリシ復其ノ跡ヲ

留メサルニ至レリ蓋良心ノ自由ハ人ノ内部ニ存スル者ニシテ固ヨリ國法ノ干渉スル區域ノ外ニ在リ而シテ國教ヲ以テ偏信ヲ強ルハ尤モ人知自然ノ發達ト學術上競争ノ進化ヲ障害スル者ニシテ何レノ國モ政治上ノ威權ヲ用ヰテ以テ宗教學術無形ノ問題ヲ制壓セントスルノ權利ト機能トヲ有セサルヘシ此レ乃奉教ノ自由ハ之ヲ近世文明ノ一

七五

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

大義果トシテ看サルコトヲ得ス而シテ人類ノ尤至貴至重ナル良心ノ自由ト正理ノ伸長ハ数百年間沉淪荒昧ノ境界ヲ経過シテ終ニ光輝ヲ發揚スルノ今日ニ達シタリ本條ハ實ニ維新以来取ル所ノ方針路ニ従ヒ各人ノ権利ニ向テ無形上開大ノ進路ヲ予ヘタルナリ

但シ信嚮帰依ハ專ラ内部ノ心識ニ属スト雖莫ノ更ニ外部ニ向ヒテ禮拝儀式布教演説及結社集會ヲナスニ至テハ国ヨリ法律又ハ警察上安寧秩序ヲ維持スル為ノ一般ノ制限ニ遵ハサルコトヲ得ス而シテ何等ノ宗教モ神明ニ奉事スル為ニ法憲ノ外ニ立チ国家ニ對スル臣民ノ義務ヲ逃ルヽ權利ヲ有セス故ニ内部ノ自由ハ完全ニシテ外部ニ於ケル奉教ノ一ノ制限ヲ受ケス而シテ外部ニ於ケル禮拝布教ノ自由ハ法律規則

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

第二十九條　日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

言論著作印行集會結社ハ皆政治及社會ノ上ニ勢力ヲ行フ者ニシテ而シテ立憲ノ國ハ其ノ愛シテ罪悪ヲ成シ又ハ治安ヲ妨害スル者ヲ除ク外総テ其ノ自由ヲ予ヘテ以テ思想ノ交通ヲ發達セシメ且以テ政治上進化改良ノ為ニ有益ナル資料ヲ

ニ對シ必要ナル制限ヲ受ケサルヘカラス此レ憲法ノ裁定スル所ニシテ政權ト數權トノ互相關係スル所ノ界域ナリ

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

シメサルハナシ但シ一方ニ於テハ
此ノ数多ノ所為ハ容易ニ濫用スヘキ銃利ナル器械タルカ故ニ此ニ由テ他人ノ栄誉権利ヲ傷害シ又ハ国ノ治安ヲ妨ケ又ハ罪悪ヲ教唆スルニ至テハ法律ニ依リ之ヲ処罰シ又ハ法律ヲ以テ委任スル所ノ警察処分ニ依リ之ヲ防制セサルコトヲ得サルハ是レ亦公共ノ秩序ヲ維持スル為ノ必要ニ出ル者ナリ但シ此ノ

制限ハ必法律ノ制定ニ由リ而シテ
行政命令ノ区域ノ外ニ在リ
言論著作ノ之ヲ公布スル者ハ皆刑
法ノ責ニ任セシメ印行ハ検査ノ処
今ヲ為サヽルモ仍届出及其ノ他ノ
條規ヲ遵守セシメ集會結社ハ届出
ヲ要シ其ノ秘密ヲ禁シ其ノ屋外ニ
集會スル者ハ警察ノ許可ヲ得セシ
メ何等ノ公會モ警察官吏ノ臨監ヲ
拒ムコトヲ得サル等此レ現行ノ法

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

律ニ於テ制限スル所ナリ

第三十條

日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ法律ノ定ムル所ニ從ヒ請願ヲ為スコトヲ得

請願ノ権ハ至尊仁愛ノ至意ニ由リ言路ヲ開キ民情ヲ通スル所以ナリ孝德天皇ノ時ニ鐘ヲ懸ケ匱ヲ設ケ諫言憂訴ノ道ヲ開キタマフ中古以後歴代ノ天皇朝殿ニ於テ百姓ノ申文ヲ讀マセ大臣納言ノ輔佐ニ依リ親シク之ヲ聽斷シ玉フ嵯峨天皇以後此事廢レ

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

タリ○愚管抄 建武中興ノ時後醍醐天皇ノ
聽斷所ヲ設置シタマヘルハ即チ審
制ヲ詔述シタマハントナリ傍ラ之
ヲ各國ノ史乘ニ參考スルニ古昔明
良ノ君主ハ皆言路ヲ洞通シ冤屈ヲ
伸疏スルコトヲ力メサルハアラス
蓋議會未タ設ケス裁判聽訟ノ法未
タ備ハラサルノ時ニ當テ民言ヲ容
納シ民情ヲ疏通スルハ獨君主仁慈
ノ懿德タルノミナラス又政事上衆
思ヲ集メ鴻益ヲ廣ムルノ必要ニ出
ル者ナリ今ハ諸般ノ機關既ニ漸ク
ニ整備ニ就キ公議輿論ノ府亦一定
ノ所アラントスルニ當テ猶臣民請願
ノ權ヲ存シ匹夫匹婦疾苦ノ訴ト父
老獻芹ノ微衷ト
洞達シ阻障スル
此レ憲法ノ民權
護シ一ノ遺漏ナ
的ト為スニ由ル

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

義是ニ至テ太醇至厚ナリト謂フヲ
トヲ得ヘシ
但シ清願者ハ正当ノ敬禮ヲ守ルヘ
ク憲法上ノ権利ヲ濫用シテ以テ至
尊ヲ干瀆シ又ハ他人ノ隠私ヲ摘發
シテ徒ニ讒誣ヲ長スルカ如キハ德
義上ノ尤モ戒慎スヘキ所ニシテ而
シテ法律ヲ以テ其ノ制限ヲ設クル
ハ又已ムヲ得サル者ナリ
（附記）歐洲ニ於テ請願ノ権ハ君主
ニ捧進スルニ始マリ而シテ推廣シ
テ議院及官衙ニ呈出スルニ及フ英
國ノ人民君主ニ請願スルノ権利ハ
既ニ西暦千四百年代ニ創見ス千六
百八十八年全國人民ノ代議士ヨリ
オレンジ王雄廉ニ呈スルノ約款第
五ニ云凡ソ人民ハ君主ニ請願スル
ノ権利アリ故ニ君主ニ哀訴シタル
ノ故ヲ以テ繋獄スルハ違法トス此
レ乃專ラ君主ニ請願スルノ権ヲ謂

八十一

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

フ者ナリ其ノ後人民ノ請願スル者
ハ多ク議院ニ向テ呈出シ彼ノ千七
百八十四年ニ於テ著名ナル賣奴廢
止ノ議決ノ如キハ即チ十年ノ間二
万ノ請願ニ由テ成果ヲ得タル者ナ
リ普國ニ於テハ其ノ憲法第三十二
条ヲ解ク者ノ説ニ曰請願ノ権ハ分
テ二様トス其ノ一ハ既ニ行ヘル處
分ノ廢止ヲ望ム者(ベシエルデ)其ノ
二ハ将来ノ為ニ改正又ハ豫防ヲ望

ム者トス(ペチチオン)而シテ甲ハ大
抵君主又ハ行政官衙ニ奉進シ乙ハ
議院ニ呈出スルヲ常トスルモ亦法
律上互ニ制限ヲ設ケサルナリト(リオ
ン子氏ニ據ル)葡萄牙憲法第百四十五条第
二十八項ハ更ニ左ノ正文ヲ掲ケテ
之ヲ詳言シタリ曰凡ソ國民ハ文書
ヲ以テ哀請(レクシテフシオン)即チ哀訴(プレイント)及請願(ペチシオン)ヲ立法
権又ハ行政権ニ呈出スルコトヲ得
ト

八十二

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

第三十一條　本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨ケサルコトナシ

本章掲クル所ノ條規ハ憲法ニ於テ臣民ノ權利ヲ保證スル者ナリ蓋立憲ノ主義ハ獨臣民ノ上ニ無限ノ勢力ヲ有スル非ス又臣民ノ法律ノ檢束ヲ受ケシムルニ在リ唯然リ故ニ臣

請願ノ種類ニ就テハ佛國ハンシヤマン、コンマタン氏ノ議院ニ於ケル演説尤精確ニ近キヲ以テ茲ニ之ヲ引用シテ以テ參考ニ充ツヘシ曰請願ハ分テ五種トス一ニ曰地方ノ利益ニ關ル請願二ニ曰各人ノ利益ニ關ル請願三ニ曰奴隷ノ苛酷官吏ノ專横ヲ訴ルノ請願四ニ曰國ノ公益ニ關ル建言五ニ曰贊頌慶祝ノ建言是レナリト

民倚テ以テ其ノ權利財産ノ安全ヲ享有シテ專横不法ノ疑懼ヲ免ルヽコトヲ得ヘシ而シテ法律ハ國會ノ承認ヲ經ルニ非サレハ之ヲ變更シ又ハ廢止スルコトヲ得ス此ヲ本章ノ大義トス

但シ憲法ハ猶非常ノ變ノ為ニ非常ノ例外ヲ揭クルコトヲ怠ラス蓋國家及社会ノ家大目的ハ其ノ存立ヲ維持スルニ在リ羅馬先哲ノ言ニ人民ノ幸福ハ家上法律ヲナスト云ヘリ練熟ナル船長ハ覆没ヲ避ケ航客ノ生命ヲ救フ為ニ必要ナルトキハ其ノ積荷ヲ海中ニ投棄セサルヘカラス良将ハ全軍ノ敗ヲ避ル為ニ已ムヲ得サルニ當テ其ノ一部曲ヲ棄テサルコトヲ得ス（フロンチ氏）國權ハ危難ノ時機ニ際シ國家及社会ヲ救濟シテ其ノ存立ヲ保全スル為ニ唯一ノ必要方法アリト認ムルトキハ

八十四

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

斷シテ法律及臣民權利ノ一部ヲ犧
牲ニシテ以テ其ノ目的ヲ達セサル
ヘカラス此レ乃國權ノ權利ナルノ
ミナラス亦其ノ家大義務ナリ
各國ノ憲法ニ或ハ此ノ義ヲ明示シ
或ハ明示セサルトニ拘ラス其ノ実
際ニ於テ存立ヲ保全スル國權ノ權
利ヲ認許セサルハアラス何トナレ
ハ各國皆戰時ノ為ニ必要ナル
臨機處分ヲ施行シタルハ証ヲヘカ
テサルノ事実ナレハナリ而シテ正
條ヲ掲ケテ以テ非常
明言スルハ國家存立
ノ權利トヲ両々分離
シ難ルノ方法ヲ取ル者ナリ

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

第三十二條

本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セサルモノニ限リ軍人ニ準行ス

軍人ハ軍旗ノ下ニ在テ專ラ軍法軍令ニ服從ス故ニ本章ニ掲クル条規ニシテ軍法軍令ニ抵觸スル者ハ軍人ニ通行セス即チ軍人ハ集會結社シテ軍事又ハ政事ヲ議スルコトヲ得ス政事上ノ言論著述印行及請願

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

第三章　帝國議會

第三章ハ帝國議會ノ權利及成立ノ大綱ヲ擧ク蓋議會ハ天皇ヲ輔翼スルノ重要機関ニシテ詢謀ノ府衆思ノ代表タリ議會ハ法ヲ議スルノ權アリテ法ヲ布クノ權ナシ即チ國ノ意思ヲ練磨スルノ能力アリテ國ノ意思ヲ發行スルノ能力ナシ而シテ議会ノ恭同詢議ノ權ハ憲法ノ各條ニ於テ附與スル所ノ範圍ニ限ル者トス

国立国会図書館
帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

第三十三條　帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

貴族院ハ上流ノ貴紳ヲ集メ衆議院ハ庶民ノ俊良ヲ選フニ院合同シテ帝國議會ヲ成立シ以テ全國ノ公議ヲ代表スト盖ニ院並ヒ設クルハ兩目ノ遠ヲ視ルカ如ク各〻觀察ノ位置ヲ異ニシ以テ詢謀周匝シテ輿論ノ公平ヲ得ルヲ期シ政黨ノ偏張ヲ控

（サイデン氏ノ日耳曼國法論參考）

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

制シテ横議奔逸ノ傾勢ヲ撑柱シ一ハ以テ國民運動ノ進歩ヲ視他ハ以テ老成慎重ノ謀猷ヲ察セントス故ニ院ノ制ハ立法ノ輔翼タルニ於テ其ノ一ヲ欠クヘカラサルナリ

第三十四條

貴族院ハ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス其ノ資格選任特権及其ノ他ノ制規ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

貴族院ハ立法ニ參預スル集議体ノ一部タリ而シテ其ノ議員ノ或ハ世襲タリ或ハ終身タリ或ハ任期アルニ拘ラス均シク上流ノ議士タルニ妨クルコトナシ貴族院ニシテ其ノ

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

職ヲ得ルトキハ政權ノ平衡ヲ保チ
憲法ノ範圍ヲ扶ケ上下調和ノ機關
トナリ輕進躁動ノ防範トナリ國福
民慶ノ基址ヲ永久ニ維持スルノ効
果ヲ收メントス蓋貴族院ハ以テ貴伸
ヲシテ政治ノ謀議ニ參預セシムルノ
ニアラス又以テ國ノ老成ヲ集メテ國
民愼重練熟保守耐久ノ氣風ヲ代表セ
シム其ノ構成制規ハ勅令ニ具ハルヲ以
テ憲法ニ之ヲ列擧セサルナリ

第三十五條

衆議院ハ撰擧法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

衆議院ノ議員ハ其ノ資格ト其ノ任期トヲ定メテ廣ク全國人民ノ公撰スル所ヲ取ラントスル本条議員撰擧ノ制規ヲ以テ之ヲ別法ニ讓ル者ハ蓋撰擧ノ方法ハ時宜ノ必要ヲ將來ニ見ルニ從ヒ之ヲ改正シ之ヲ增補スルノ便ヲ取ルコトアラントスル故

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

ニ憲法ハ其ノ細節ニ渉ルコトヲ欲セサルナリ

衆議院ノ議員ハ従テ皆國ノ代議士タリ而シテ衆議院撰挙ノ法ニ撰挙屆ヲ設クルハ代議士ノ撰挙ヲシテ全國ニ普通ナラシメンコトヲスルノ目的ニ外ナラス故ニ代議士ハ即チ全國ノ人民ヲ代表スル者ナリ而シテ其ノ所屬選挙屆ノ一地方ノ人民ノ為ニ一地方ノ委任使ト為リ其ノ依嘱ヲ代行スル者ニハ非サルナリ

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

第三十六條

何人モ同時ニ両議院ノ議員タルコトヲ得ス

両院ハ既ニ平衡相持スルノ位置ニ居ル故ニ両院ノ議員ハ互ニ相兼又ルコトヲ得ス（獨普澳白荷仝シ）

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

第三十七條　凡テ法律ハ帝國議會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

何ヲカ法律ト云フ法ハ國ノ主權ヨリ出テ・權利義務ノ軌範ヲ一定シ式ニ依リ公布シ一般ノ臣民又ハ一部ノ臣民ニ遵由ノ責ヲ負ハシムル者ナリ而シテ本條ニ於テ憲法ハ法律ノ必而院ノ議ヲ經タリ故ニ第八條ニ於ケルヘキコトヲ保證スル所ノ除外

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2

例ヲ除ノ外議會ノ議ヲ經サル者ハ之ヲ法律トスルコトヲ得サルヤ
何等ノ事物ハ必法律ヲ以テ定ムルヲ要スルヤ等ノ問題ニ至テハ之ヲ各國ノ現行憲法ニ參考スルニ一ノ正條ヲ以テ之ヲ概括スル但シ巴威爾國千八百十八年五月二十六日憲法ノ第七章第二條ニ云ク人身ノ自由又ハ國民ノ財産ニ關ル普通ノ法ヲ設シ或ハ現行法ヲ變更シ廢止スルニハ國會ノ參同ヲ要スト此ノ條ハ獨逸國ニ於テ法律ノ義ヲ解釋スルニ以テ準據トスル者ノ多クハ引テ以テ參考ニ充ツ

分法律ヲ以テ定ムヘキ條件ヲ開列シテ以テ標準ヲ擧ルコト左ノ如シ

一　租稅法及租稅徴收法
二　國債及政府ノ保證
三　會計法及會計檢査院構成

国立国会図書館

帝国憲法枢密院諮詢原案・説明　三条家文書37-2